

(JSSI-V-01)

平成13年2月6日制定

平成18年2月21日改定

## 免震構造レビュー委員会設置及び運営要領

### (免震構造レビュー委員会の設置)

第1条 建築物を免震構造により設計しようとする者等のレビュー要請を受け、技術的な検討を加える等の指導または助言を行うことにより、設計を支援し、かつ、免震構造の適正な普及と技術の向上を図り、免震技術の発展と安全で良質な建築物の整備に貢献するため、当協会に免震構造レビュー委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の組織)

- 第2条 委員会は、委員をもって構成する。
- 2 委員会に委員長を置き、委員をもって充てる。
  - 3 委員会に、専門部会を置く。
  - 4 専門部会は、専門部会委員をもって構成する。

### (委員の選任)

- 第3条 委員は、免震構造に関し、豊かな学識と豊かで実践的な経験がある者とする。
- 2 公平厳正な判断により、的確な評価、評定結果を期待できる者とする。
  - 3 行政機関において、現に免震構造に関する業務を所掌している者とする。

### (委員長及び委員の任命並びに任期)

- 第4条 委員長及び委員は理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 2 委員長及び委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

### (守秘義務)

第5条 当協会の役員、その職員、委員会委員及び同専門部会委員並びにこれらであった者は、レビュー業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

### (委員会の審議事項)

- 第6条 委員会においては、次の事項を審議する。
- 一 免震建築物の設計を行った者の求めに応じ、設計書案を総合的かつ技術的に検討し、見解を述べる等により的確に指導または助言し、設計を支援すること。
  - 二 その他、建築物の免震構造に関する技術的な評価等の検討に関すること。

### (委員会の開催)

第7条 委員長は、必要に応じ、随時委員会を開催することができる。

### (検討事項記録の作成及びレビュー報告書の発行)

第8条 委員会は、レビューの検討事項記録を、双方確認の上で作成し保存する。またレビュー申込者がレビュー報告書を希望する場合には、発行するものとする。

### (検討に要する経費)

第9条 検討に要する経費は、原則として実費をレビュー要請者に請求するものとするが、その額は必要

最小限度にとどめるものとする。

- 2 レビュー申込者の要請により地方へ出張等を要する場合又は実験、試験等を要する経費をレビュー申込者において実費負担を行うことが公平であると判断される場合には、実費を限度として請求することができるものとする。

(委員への旅費等)

第10条 検討に相当の時間を要するもの又は地方出張等による経費については、実費を限度として、支給することができるものとする。

(設計責任)

第11条 レビュー制度の趣旨に鑑み、設計責任は設計者に帰属するものとして、当協会並びに委員は一切の責任を負わないものとし、事前に覚書を取り交わすものとする。

(レビュー申込対象者)

第12条 当分の間、レビュー申込対象者は、原則として当協会の第1種正会員、第2種正会員及び賛助会員並びにその紹介者に限るものとする。紹介者の場合は、会員の紹介状を要するものとする。

(レビュー申込みの不受理)

第13条 委員長は、レビュー申込み対象の設計内容等がレビュー対象として不適当なものであると判断されるときは、当該申込みを受理しないことができるものとする。

(委員会への委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について、必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

附 則 (平成13年2月6日制定 レビュー要領第1号)

この要領は、平成13年2月6日から施行する。

附 則 (平成13年4月26日一部改正)

この要領は、平成13年4月26日から施行する。

附 則 (平成13年5月7日一部改正)

この要領は、平成13年5月7日から施行する。

附 則 (平成18年2月21日一部改正)

(施行日)

第1条 この要領は、平成18年2月21日から施行する。

(経費の経過措置)

第2条 第8条に定める1件当たりの検討に要する経費は、当分の間、次のとおりとする。ただし、レビューの難易度等により、変更することがある。

- 一 レビュー1時間当り、委員一人につき6,000円として算出する。但し、最低価格は10万円とする。